

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2019

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況(2018年度第65期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

イオ信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

イオ信用組合
理事長／河 弘一

当組合のあゆみ(沿革)

- 1948年 同胞商工人を中心に、在日同胞の信用組合設立運動が日本各地で始まる。
- 1954年10月25日／朝銀岐阜信用組合(旧大成信用組合)創立
- 1984年7月16日／朝銀総合オンライン開始
- 1986年2月10日／朝信ネット預金取扱開始
- 1986年10月13日／朝信融資オンライン開始
- 1987年4月1日／中小企業金融公庫代理業務取扱開始
- 1987年4月27日／信組全国ネット預金取扱開始
- 1991年2月4日／全国キャッシュサービス取扱開始
- 1991年4月1日／国民生活金融公庫代理業務取扱開始
- 1991年4月17日／住宅金融公庫代理業務取扱開始
- 1993年10月1日／外国為替取引斡旋事務取扱開始
- 1999年9月27日／朝銀富山信用組合、朝銀石川信用組合、朝銀静岡信用組合、朝銀三重信用組合の4組合と合併し、朝銀中部信用組合に名称変更
- 2000年12月18日／加納支店(岐阜県岐阜市)を廃止し本店営業部と統合
- 2001年11月19日／富士支店(静岡県富士市)を廃止し沼津支店と統合
鈴鹿支店(三重県鈴鹿市)を廃止し四日市支店と統合
- 2001年11月26日／朝銀愛知信用組合、朝銀福井信用組合の事業譲受
本部を名古屋支店へ移転
- 2001年12月10日／本店移転(岐阜市加納桜田町)
- 2001年12月17日／大垣支店(岐阜県大垣市)を廃止し本店営業部と統合
- 2002年5月20日／美濃加茂支店(岐阜県美濃加茂市)を廃止し多治見支店と統合
- 2003年3月17日／桑名支店(三重県桑名市)を廃止し四日市支店と統合
四日市支店移転(四日市市鶯の森)
- 2004年2月23日／イオ信用組合に名称変更
オンラインシステムを信組情報サービス(株)(SKC)へ移行
- 2004年11月22日／高山支店(岐阜県高山市)を廃止し本店営業部と統合
松阪支店(三重県松阪市)を廃止し津支店と統合
中川支店(名古屋市中川区)を廃止し名古屋支店、大江支店と統合
- 2006年3月20日／本部移転(名古屋市中村区名駅五丁目)
- 2007年7月23日／本部移転(名古屋市中村区椿町)
- 2007年7月30日／名古屋支店移転(名古屋市中村区椿町)
- 2008年11月25日／浜松支店(静岡県浜松市)を廃止し豊橋支店と統合
- 2012年10月29日／本部・名古屋支店移転(名古屋市中村区名駅四丁目)
- 2013年2月18日／でんさいネットサービス開始
- 2018年10月9日／内国為替24時間365日稼働

事業方針

経営理念

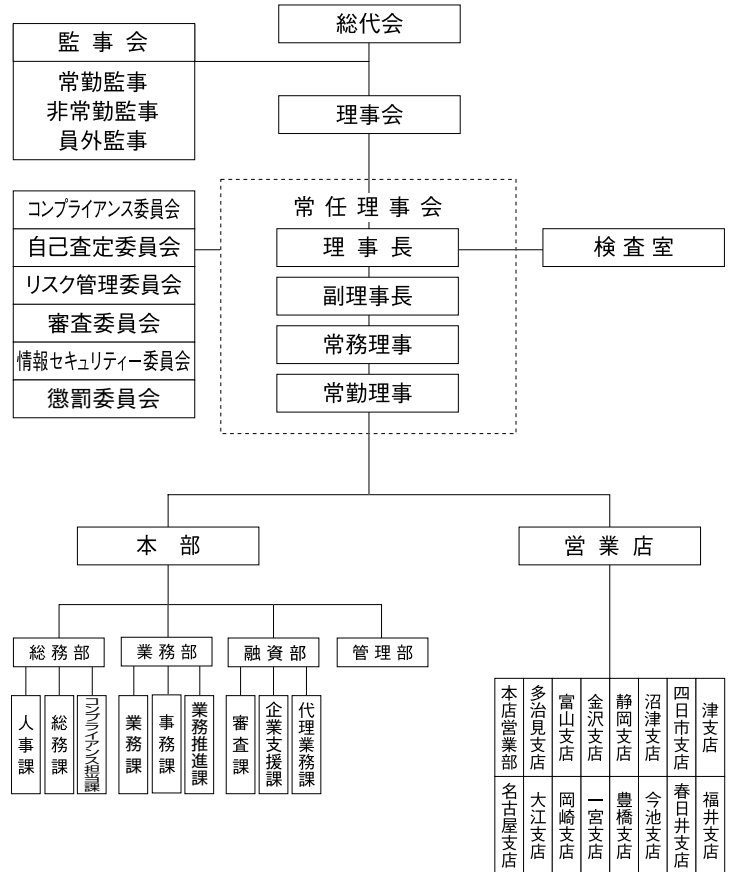
イオしんは、組合員の幸せのために働きます。

経営の基本方針

1. 民族金融機関として、在日同胞社会と地域社会の発展に貢献します。
2. 組合員の利益を第一に考え行動します。
3. 独立性、透明性を堅持し健全な経営に徹します。
4. 次世代を担う人を育てます。
5. 役職員の生活の向上と活力ある職場作りに努めます。

事業の組織

(2019年7月1日現在)



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

2019年7月1日現在

理事長	河 弘 一	副理事長	朴 勝 俊
副理事長	崔 五 生	常務理事	崔 仁 洙
常務理事	李 博	常勤理事	金 宝 三
理事※	金 恵 雄	理事※	張 基 相
理事	林 幸 元	理事※	金 東 悦
理事※	崔 純 士	常勤監事	黄 鐘 錫
監事※	許 龍 哲	員外監事	李 政 博

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員数

(単位:人)

区 分	2017年度	2018年度
個 人	25,705	25,916
法 人	1,485	1,470
合 計	27,190	27,386

事業の概況

2018年度は、各種政策の効果により、緩やかな景気回復が見られる一方で、信用組合の主要顧客である中小企業や小規模事業者の状況は、建設業などの一部の業種に景気回復の動きがあるものの、人件費、原材料費、燃料費等の高騰や、人手不足の慢性化も深刻な状況が続いており、依然として厳しい状況が続きました。

金融機関を取り巻く経営環境は、マイナス金利政策の長期化ほか、少子高齢化や人口減少、事業者数の減少など、構造的要因の影響もあり、一段と厳しさを増しております。

このような金融経済環境の中、地域経済の活性化のため、積極的な融資やコンサルティング機能の一層の強化、各種預金商品の提供など、地域の中小企業や小規模事業者に対する円滑な金融仲介機能の発揮に向けた取組みを積極的に行っております。

2018年度は10年ビジョンのファイナルステージとなる「中期事業計画」の初年度であり、「営業基盤の強化」を図るため、ローンキャンペーン等を展開し、営業推進に注力してまいりました。

また、各店舗におけるオリジナルキャンペーン、全戸訪問活動などで組合員との連携強化を図り、民族・地域金融機関の役割として、質の高い金融サービスや金融商品を提供し、組合員の期待に応えられるよう努めてまいりました。

その他にも「しんくみの日週間」への参加や、地域清掃活動、多彩なイベントの開催など、地域社会への貢献活動も積極的に行いました。

その結果、組合員のご支援、ご協力のもと平成30年度も当期純利益を計上することができました。

2019年度は組合創立65周年を迎える重要年度であります。

当組合は「中期事業計画」で掲げた「未来へつなぐ挑戦と改革！」をメインテーマに、「経営管理態勢の強化」、「健全性基盤の強化」、「営業基盤の強化」を推し進め、当組合の経営理念である「イオしんは組合員の幸せのために働きます」のもと、民族・地域金融機関としての役割と質の高い金融サービスの提供に努めることで、地域社会に貢献する「組合員の幸せ作りのベストパートナー」を目指してまいります。

総代会について

■総代会制度

信用組合は、組合員が相互扶助の精神に基づき、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

組合員は、出資口数に関係なく、各々一個の議決権及び選挙権を持ち、組合員の意見は総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

当組合の組合員数は現在2万7千名余と、総会の開催は、事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。

したがって総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては毎年6月に定期総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

■総代の選出方法、任期、定数

- (1) 総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り各選挙区毎に公平な選挙の上選出されます。
- (2) 総代の任期は3年です。
- (3) 総代の定数は110人以上140人以内と定款に規定され、営業地区の組合員数に応じて定められております。なお2019年3月31日現在の総代数は119人、組合員数は27,386名です。

■第66期定期総代会の議決事項

2019年6月27日開催の第66期定期総代会においては次の報告ならびに議決事項が付議され、議決事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

- ① 第65期監査報告
- ② 第65期事業報告

議決事項

- 第1号議案 第65期貸借対照表、損益計算書及び損失処理案承認に関する件
 第2号議案 第66期事業計画及び収支予算案承認に関する件
 第3号議案 定款変更に関する件
 第4号議案 組合員除名に関する件

■総代の選挙区、総代定数、総代数

(2019年7月1日現在)

選挙区	対象地域	総代定数	総代数
岐阜県地区	岐阜県全域	19～24名	19名
三重県地区	三重県全域	16～21名	16名
静岡県地区	静岡県全域	12～16名	16名
富山県地区	富山県全域	4～8名	5名
石川県地区	石川県全域	4～8名	6名
愛知県地区	愛知県全域	49～53名	50名
福井県地区	福井県全域	6～10名	7名
合 計		110～140名	119名

■総代の属性別構成比

職業別	個人5.88%、個人事業主18.48%、法人役員75.63%
年代別	40歳代以下19.32%、50歳代32.77%、60歳代33.61%、70歳代14.28%
業種別	不動産業11.76%、卸・小売業10.08%、建設業21.84%、飲食業13.44%、金融業1.68%、サービス業その他41.17%

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)	2017年度	2018年度	(負債の部)	2017年度	2018年度
現金	16,597,282	18,079,304	預金	113,683,592	114,597,958
預け金	10,258,917	10,777,620	当座預金	2,949,027	1,974,690
買入手形	—	—	普通預金	12,225,024	11,572,416
コールローン	—	—	貯蓄預金	1,008	1,006
買現先勘定	—	—	通知預金	5,000	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	定期預金	91,141,511	92,873,341
買入金銭債権	476,390	422,480	定期積金	7,320,361	8,148,746
金銭の信託	—	—	その他の預金	41,658	27,757
商品有価証券	—	—	譲渡性預金	—	—
商品国債	—	—	借入金	2,270,000	3,670,000
商品地方債	—	—	借入金	2,270,000	3,670,000
商品政府保証債	—	—	当座借越	—	—
その他の商品有価証券	—	—	再割引手形	—	—
有価証券	105,270	104,850	売渡手形	—	—
国債	—	—	コールマネー	—	—
地方債	—	—	売現先勘定	—	—
短期社債	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
社債	—	—	コマーシャルペーパー	—	—
株式	105,270	104,850	外国為替	—	—
その他の証券	—	—	外国他店預り	—	—
貸出金	90,781,528	91,373,394	外国他店借	—	—
割引手形	91,132	65,991	売渡外国為替	—	—
手形貸付	12,440,083	11,534,056	未払外国為替	—	—
証書貸付	78,035,252	79,575,950	その他負債	1,242,961	1,180,105
当座貸越	215,061	197,396	未決済為替借	9,622	7,877
外国為替	—	—	未払費用	955,159	858,962
外国他店預け	—	—	給付補填備金	27,203	39,231
外国他店貸	—	—	未払法人税等	12,622	12,622
買入外国為替	—	—	前受収益	83,242	79,508
取立外国為替	—	—	払戻未済金	135,015	170,093
その他資産	890,229	879,063	職員預り金	—	—
未決済為替貸	3,744	5,532	先物取引受入証拠金	—	—
全信組連出資金	575,100	575,100	先物取引差金勘定	—	—
前払費用	4,933	4,913	借入商品債券	—	—
未収収益	82,271	84,439	借入有価証券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	売付商品債券	—	—
先物取引差金勘定	—	—	売付債券	—	—
保管有価証券等	—	—	金融派生商品	—	—
金融派生商品	—	—	金融商品等受入担保金	—	—
金融商品等差入担保金	—	—	リース債務	—	—
リース投資資産	—	—	資産除去債務	—	—
その他の資産	224,180	209,078	その他の負債	20,095	11,809
有形固定資産	3,345,954	3,154,834	賞与引当金	40,330	44,108
建物	647,228	583,624	役員賞与引当金	—	—
土地	2,523,632	2,403,148	退職給付引当金	249,025	230,750
リース資産	—	—	役員退職慰労引当金	—	—
建設仮勘定	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	2,032	2,014
その他の有形固定資産	175,094	168,062	特別法上の引当金	—	—
無形固定資産	10,077	10,672	金融商品取引責任準備金	—	—
ソフトウェア	789	1,384	繰延税金負債	—	—
のれん	—	—	再評価に係る繰延税金負債	189,770	189,770
リース資産	—	—	債務保証	464,449	362,313
その他の無形固定資産	9,288	9,288	負債の部合計	118,142,163	120,277,020
前払年金費用	—	—	(純資産の部)	—	—
繰延税金資産	944,085	942,732	出資金	9,195,777	9,151,326
再評価に係る繰延税金資産	—	—	普通出資金	7,695,777	7,651,326
債務保証見返	464,449	362,313	優先出資金	1,500,000	1,500,000
貸倒引当金	△1,260,941	△1,075,988	その他の出資金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△967,441)	(△853,234)	優先出資申込証拠金	—	—
			資本剰余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	△4,514,347	△4,260,676
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	△4,514,347	△4,260,676
			特別積立金	—	—
			当期末処理損失金	△4,514,347	△4,260,676
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			組合員勘定合計	4,681,429	4,890,649
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	△210,348	△136,392
			評価・換算差額等合計	△210,348	△136,392
			純資産の部合計	4,471,080	4,754,256
資産の部合計	122,613,243	125,031,277	負債及び純資産の部合計	122,613,243	125,031,277

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

土地の再評価に関し以下に記載する金額は、売却等により処分した土地を除外して記載しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,765百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,819百万円

○ 合併による土地の継承

なお、当組合は平成11年9月27日に朝銀岐阜信用組合を合併法人とし朝銀富山信用組合、朝銀石川信用組合、朝銀静岡信用組合、朝銀三重信用組合を被合併法人として合併し、合併後に朝銀中部信用組合（現在はイオ信用組合）へと名称変更しておりますが、合併により取得した事業用土地については合併前に再評価が行われており、土地の再評価に関する法律第9条により再評価差額金を貸借対照表に継承しております。

※ 合併により被合併組合から取得した事業用土地の再評価に関する内訳等

信用組合名	再評価を行った日	再評価前簿価	再評価後簿価
旧朝銀石川信用組合	平成11年9月26日	40百万円	73百万円
旧朝銀静岡信用組合	平成11年3月31日	550百万円	370百万円
旧朝銀三重信用組合	平成11年3月31日	389百万円	792百万円
合 計		980百万円	1,236百万円

○ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める公示価格、同条第4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

なお、合併により取得した事業用不動産については、合併前に再評価が行われていたため、土地の再評価に関する法律第9条により再評価差額金を貸借対照表に継承しております。

※ 合併により被合併組合から取得した事業用土地について用いられた再評価の方法

信用組合名	再評価の方法
旧朝銀石川信用組合	地価税法の時価（路線価）に合理的な調整をして算定
旧朝銀静岡信用組合	地価税法の時価（路線価）に合理的な調整をして算定
旧朝銀三重信用組合	地価税法の時価（路線価）に合理的な調整をして算定

○ 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△847百万円

※ 旧組合別内訳

旧朝銀岐阜	旧朝銀石川	旧朝銀静岡	旧朝銀三重
△286百万円	△7百万円	△68百万円	△485百万円

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～39年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の一部の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、上記以外の実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破たん懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び一部の実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,321百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もる必要と認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式となっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
839百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,742百万円

- 貸出金のうち、破綻先債権額は867百万円、延滞債権額は9,965百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1百万円であります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,953百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,787百万円であります。なお、13.～16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、65百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	価 額	担保資産に対応する債務	
		科 目	金 額
預 け 金	5,600百万円	借入金	3,300百万円
不 動 産	1,949百万円	借入金	—

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び代理交換取引のために預け金 3,352百万円を担保として提供しております。

- 借入金3,670百万円のうち、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金370百万円あります。
- 出資一口当たりの純資産額は212円60銭です。
- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部・管理部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、自己査定委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された金利リスクに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行ってお

ります。

日常的には業務部・リスク管理委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会等に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従って行われております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部は保有している株式について、市場環境や財務状況等をモニタリングしております。

これらの情報は業務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は主に貸出金、預金及び有価証券であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当事業年度末において、金融資産及び金融負債はマイナス金利による運用及び調達を行っておりません。

なお、同法が定める金利シナリオのうち最大金利リスク量として下方パラレルシフト（指標金利が1.00%下落した場合）が生じた場合、経済的価値は1,172百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予測変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	10,777百万円	10,788百万円	10百万円
(2) 買入金銭債権	422百万円	548百万円	125百万円
(3) 有価証券			
その他有価証券	－百万円	－百万円	－百万円
(4) 貸出金 (*1)	91,373百万円		
貸倒引当金 (*2)	△1,075百万円		
	90,298百万円	92,346百万円	2,048百万円
金融資産計	101,498百万円	103,683百万円	2,184百万円
(1) 預金積金 (*1)	114,597百万円	116,361百万円	1,763百万円
(2) 借入金	3,670百万円	3,694百万円	24百万円
金融負債計	118,267百万円	120,056百万円	1,788百万円

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

○ 金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(3) 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法に

より算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

○ 金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯毎に将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	104百万円
組合出資金 (*2)	575百万円
合計	679百万円

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金は、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしていません。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益
1,080千円	660千円

24. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、201百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが201百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的（2年毎更新）に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損算入限度額超過額		3,224百万円
賞与引当金損算入額		12
減価償却費の償却限度額超過額		7
退職給付引当金損算入額		62
繰越欠損金		24 (注)
その他		36
繰延税金資産小計		3,367
評価性引当額		△2,424
繰延税金資産合計		942
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		－
繰延税金負債合計		－
繰延税金資産（負債）の純額		942百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－百万円	24百万円	－百万円	－百万円	－百万円	24百万円
評価性引当額	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
繰延税金資産	－百万円	24百万円	－百万円	－百万円	－百万円	(b) 24百万円

(a) 税務上の繰越決算金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金24百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産24百万円を計上しております。この繰延税金資産24百万円は平成29年3月期に税務上の損失326百万円計上したことにより生じた繰越欠損金残高24百万円（法定実効税率を乗じた額）に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込により回収可能と判断し、評価性引当額を認識していません。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2017年度	2018年度
経常収益	2,533,654	2,720,963
資金運用収益	2,365,054	2,431,336
貸出金利息	2,309,200	2,373,693
預け金利息	10,249	12,751
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	2,772	2,772
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	42,832	42,118
役務取引等収益	45,958	64,002
受入為替手数料	21,840	20,901
その他の役務収益	24,118	43,101
その他業務収益	3,842	7,195
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,842	7,195
その他経常収益	118,798	218,428
貸倒引当金戻入益	14,096	102,860
償却債権取立益	58,066	106,592
株式等売却益	—	660
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	46,635	8,315
経常費用	2,249,880	2,460,340
資金調達費用	491,670	454,697
預金利息	465,352	428,687
給付補填備金繰入額	14,069	16,123
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	12,248	9,886
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	27,230	27,711
支払為替手数料	11,329	10,946
その他の役務費用	15,901	16,764
その他業務費用	17	1,690
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	17	1,690
経費	1,530,470	1,487,913
人件費	1,018,116	984,943
物件費	481,201	471,934
税金	31,152	31,035
その他経常費用	200,491	488,327
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	194,345	435,209
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	78	78
その他の経常費用	6,067	53,039
経常利益	283,773	260,623

科 目	2017年度	2018年度
特別利益	1,951	128,473
固定資産処分益	1,951	128,473
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	1,163	47,494
固定資産処分損	913	47,016
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	249	477
税引前当期純利益	284,561	341,602
法人税、住民税及び事業税	12,622	12,622
法人税等調整額	66,394	1,353
法人税等合計	79,016	13,975
当期純利益	205,545	327,627
繰越金(当期首残高)	△4,719,892	△4,514,347
土地再評価差額金取崩額	—	△73,956
当期末処理損失金	△4,514,347	△4,260,676

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 普通出資1口当りの当期純利益 21円19銭



経理・経営内容

損失金処理計算書

(単位:千円)

科 目	2017年度	2018年度
当期末処理損失金	△4,514,347	△4,260,676
積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	—	—
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年%の割合)	(年%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	—	—
退職給与積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	△4,514,347	△4,260,676

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	2017年度	2018年度
人 件 費	1,018,116	984,943
報酬給料手当	838,831	801,265
退職給付費用	48,226	45,656
その他	131,058	138,021
物 件 費	481,201	471,934
事務費	199,719	201,217
固定資産費	104,320	105,602
事業費	34,613	32,780
人事厚生費	31,674	33,336
有形固定資産償却	71,066	62,209
無形固定資産償却	557	688
その他	39,248	36,100
税金	31,152	31,035
経費合計	1,530,470	1,487,913

粗利益

(単位:千円)

科 目	2017年度	2018年度
資金運用収益	2,365,054	2,431,336
資金調達費用	491,670	454,697
資金運用収支	1,873,384	1,976,638
役員取引等収益	45,958	64,002
役員取引等費用	27,230	27,711
役員取引等収支	18,728	36,291
その他業務収益	3,842	7,195
その他業務費用	17	1,690
その他業務収支	3,824	5,505
業務粗利益	1,895,937	2,018,434
業務粗利益率	1.70 %	1.75 %

(注)業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	2017年度	2018年度
役員取引等収益	45,958	64,002
受入為替手数料	21,840	20,901
その他の受入手数料	24,031	43,023
その他の役員取引等収益	87	77
役員取引等費用	27,230	27,711
支払為替手数料	11,329	10,946
その他の支払手数料	8,801	8,343
その他の役員取引等費用	7,099	8,421

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	2017年度	2018年度
受取利息の増減	△147,736	66,282
支払利息の増減	△56,254	△36,972

実質業務純益

(単位:千円)

項 目	2017年度	2018年度
業務純益	365,667	530,541

業務純益

(単位:千円)

項 目	2017年度	2018年度
業務純益	365,667	530,541

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	3,013,894	3,068,193	2,801,416	2,533,654	2,720,963
経常利益	149,742	373,389	222,658	283,773	260,623
当期純利益	257,002	320,242	203,600	205,545	327,627
預金積金残高	110,730,350	112,534,909	113,202,802	113,683,592	114,597,958
貸出金残高	87,743,654	87,904,498	89,059,914	90,781,528	91,373,394
有価証券残高	8,177,470	105,270	105,270	105,270	104,850
総資産額	118,763,634	120,984,343	121,286,907	122,613,243	125,031,277
純資産額	3,632,979	3,898,769	4,200,807	4,471,080	4,754,256
単体自己資本比率	4.57 %	4.73 %	4.79 %	4.82 %	4.81 %
普通出資金	7,647,595	7,532,611	7,631,049	7,695,777	7,651,326
優先出資金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
普通出資口数	15,295,190 □	15,065,223 □	15,262,098 □	15,391,554 □	15,302,652 □
優先出資口数	3,000,000 □	3,000,000 □	3,000,000 □	3,000,000 □	3,000,000 □
普通出資に対する配当金	—	—	—	—	—
優先出資に対する配当金	—	—	—	—	—
職員数	177 人	175 人	167 人	157 人	148 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

経理・経営内容

自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	2017年度		2018年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,681,429		4,890,649	
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,195,777		9,151,326	
うち、利益剰余金の額	△4,514,347		△4,260,676	
うち、外部流出予定額 (△)	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	293,500		222,754	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	293,500		222,754	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	279,460		200,528	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,254,389		5,313,932	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	5,866	1,466	7,766	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,866	1,466	7,766	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	63,392	15,848	24,688	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10%基準超過額	303,002	75,750	412,855	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	303,002	75,750	412,855	
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	372,261		445,309	
自 己 資 本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,882,128		4,868,622	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	97,352,769		97,449,902	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	49,933		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△43,132		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,730,928		3,717,762	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	101,083,698		101,167,664	
自 己 資 本 比 率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	4.82%		4.81%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	2017年度	2018年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	105	104
合 計	105	104

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等にもとづいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
総資産経常利益率	0.24	0.21
総資産当期純利益率	0.17	0.27

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
資金運用利回 (a)	2.12	2.11
資金調達原価率 (b)	1.83	1.70
資金利鞘 (a - b)	0.29	0.41

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用 勘定	2017年度	111,400 <small>百万円</small>	2,365,054 <small>千円</small>	2.12 %	
	2018年度	115,061	2,431,336	2.11	
	うち 貸出金	2017年度	89,645	2,309,200	2.57
		2018年度	90,489	2,373,693	2.62
	うち 預け金	2017年度	20,572	10,249	0.04
		2018年度	23,443	12,751	0.05
	うち 有価証券	2017年度	105	2,772	2.63
		2018年度	105	2,772	2.63
	資金調達 勘定	2017年度	110,445	491,670	0.44
		2018年度	113,642	454,697	0.40
うち 預金積金		2017年度	108,721	479,421	0.44
		2018年度	110,230	444,810	0.40
うち 譲渡性預金		2017年度	—	—	—
		2018年度	—	—	—
うち 借入金	2017年度	1,724	12,248	0.71	
	2018年度	3,411	9,886	0.28	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(H29年度132百万円、H30年度156百万円)を控除して表示しております。

1店舗当り預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
1店舗当り預金残高	7,105	7,162
1店舗当り貸出金残高	5,673	5,710

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
職員1人当りの預金残高	697	720
職員1人当りの貸出金残高	556	574

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
預 貸 率	(期 末)	79.85
	(期中平均)	82.45
預 証 率	(期 末)	0.09
	(期中平均)	0.09

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	2017年度	2018年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3	7
その他業務収益合計	3	7

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	2017年度		2018年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,947	10.06	11,025	10.00
定期性預金	97,773	89.93	99,204	89.99
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	108,721	100.00	110,230	100.00

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度		2018年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	99,867	87.84	102,124	89.11
法人	13,816	12.15	12,473	10.88
一般法人	12,305	10.82	10,961	9.56
金融機関	1,500	1.31	1,500	1.30
公 金	10	0.00	11	0.00
合 計	113,683	100.00	114,597	100.00

財形貯蓄残高

該当事項なし

定期預金種別残高

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
固定金利定期預金	91,037	92,780
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	104	92
合 計	91,141	92,873

資金運用

貸出金種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	2017年度		2018年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	86	0.09	84	0.09
手形貸付	13,409	14.95	11,498	12.70
証書貸付	75,919	84.68	78,705	86.97
当座貸越	230	0.25	201	0.22
合 計	89,645	100.00	90,489	100.00

担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	2017年度末	1,524	1.67	25
	2018年度末	1,564	1.71	24
有価証券	2017年度末	—	—	—
	2018年度末	—	—	—
動 産	2017年度末	—	—	—
	2018年度末	—	—	—
不 動 産	2017年度末	40,060	44.12	334
	2018年度末	40,228	44.02	265
そ の 他	2017年度末	—	—	—
	2018年度末	—	—	—
小 計	2017年度末	41,585	45.80	359
	2018年度末	41,793	45.73	289
信用保証協会・信用保険	2017年度末	—	—	—
	2018年度末	—	—	—
保 証	2017年度末	34,436	37.93	83
	2018年度末	34,041	37.25	65
信 用	2017年度末	14,760	16.25	21
	2018年度末	15,539	17.00	7
合 計	2017年度末	90,781	100.00	464
	2018年度末	91,373	100.00	362

有価証券種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	2017年度		2018年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	105	100.00	105	100.00
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	105	100.00	105	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
地 方 債	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —
短 期 社 債	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —
株 式	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —
外 国 証 券	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —
その他の証券	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	2017年度末 2018年度末	— —	— —	— —	— —

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	517	18.79	486	16.82
住 宅 ロ ー ン	2,238	81.20	2,405	83.17
合 計	2,756	100.00	2,891	100.00

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	46,199	50.89	46,669	51.07
設 備 資 金	44,581	49.10	44,704	48.92
合 計	90,781	100.00	91,373	100.00

貸出金償却の額 (単位:百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
貸 出 金 償 却 額	194	435

貸出金金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
固 定 金 利 貸 出	36,028	33,401
変 動 金 利 貸 出	54,752	57,972
合 計	90,781	91,373

貸倒引当金 (単位:百万円)

項 目	2017年度末		2018年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	293	△43	222	△70
個 別 貸 倒 引 当 金	967	△22	853	△114
貸 倒 引 当 金 合 計	1,260	△65	1,075	△184

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業 種 別	2017年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,398	1.54	1,451	1.58
農 業、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	1	0.00	0	0.00
建 設 業	3,110	3.42	3,008	3.29
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	1	0.00	1	0.00
情 報 通 信 業	133	0.14	130	0.14
運 輸 業、 郵 便 業	180	0.19	164	0.18
卸 売 業、 小 売 業	4,044	4.45	4,234	4.63
金 融 業、 保 険 業	5,891	6.48	6,641	7.26
不 動 産 業	34,372	37.86	34,387	37.63
物 品 賃 貸 業	0	0.00	38	0.04
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	1,157	1.27	934	1.02
宿 泊 業	3,793	4.17	3,294	3.60
飲 食 業	1,020	1.12	1,632	1.78
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	21,452	23.63	21,296	23.30
教 育、 学 習 支 援 業	1,122	1.23	1,119	1.22
医 療、 福 祉	5	0.00	5	0.00
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,513	6.07	4,965	5.43
そ の 他 の 産 業	2,036	2.24	2,318	2.53
小 計	85,233	93.88	85,625	93.70
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	5,548	6.11	5,748	6.29
合 計	90,781	100.00	91,373	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2017年度	3,511	3,065	445	3,511	100.00
	2018年度	2,726	2,540	186	2,726	100.00
危険債権	2017年度	8,270	1,774	522	2,296	27.76
	2018年度	8,138	1,712	667	2,379	29.24
要管理債権	2017年度	9,336	1,999	209	2,208	23.65
	2018年度	8,955	1,796	112	1,909	21.32
不良債権計	2017年度	21,118	6,839	1,176	8,016	37.95
	2018年度	19,820	6,050	965	7,016	35.39
正常債権	2017年度	70,217				
	2018年度	72,006				
合 計	2017年度	91,335				
	2018年度	91,827				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	2017年度	865	841	23
	2018年度	867	826	41
延滞債権	2017年度	10,884	3,984	936
	2018年度	9,965	3,410	806
3か月以上延滞債権	2017年度	35	4	0
	2018年度	1	—	0
貸出条件緩和債権	2017年度	9,300	1,994	208
	2018年度	8,953	1,796	112
合 計	2017年度	21,086	6,824	1,169
	2018年度	19,787	6,033	960

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守体制

当組合は信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行による揺るぎない信頼の確立を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンスに対する基本的な取組みを示した「法令等遵守に対する基本方針」、役職員の行動の基準を具体的に示した「行動規程」および法令解説や問題発生時の対応等を記載した「法令等遵守ハンドブック」、「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」を全役職員に配布するとともに、各種研修等を通じてコンプライアンスの周知徹底に努めております。また、コンプライアンス態勢強化に向けた具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その達成状況を検証しております。

さらに、コンプライアンス態勢を円滑に機能させるために、各部店にコンプライアンス担当者を配置して、日常の営業活動の中で法令違反が発生することのないよう、法令やルールの遵守状況の点検等を行うとともに、部店別研修等を常に開催し、コンプライアンス知識の習得と意識の醸成に努めております。

イオ信用組合では、組合員、お取引先、地域社会の皆様から高い信頼を得られるコンプライアンス態勢の充実に、これからも努力を重ねてまいります。

報酬体系について

●対象役員

①報酬体系の概要

対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」であります。

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	44	99
監事	8	15
合計	52	114

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事6名、監事2名です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：イオ信用組合本部】 052-561-4321

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：9:00～17:00

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.io-shin.com/>

●紛争解決措置

愛知県弁護士会紛争解決センター (電話：052-203-1777)

愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

(電話：0564-54-9449)

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人東海信用組合協会】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：9:00～12:00 13:00～16:30

電話：052-451-2110

【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：9:00～17:00

電話：03-3567-2456

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

	発行主体	コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額	償還期限
普通出資	イオ信用組合	7,651百万円	—
非累積的永久優先出資	イオ信用組合	1,500百万円	—
期限付劣後ローン	イオ信用組合	200百万円	2020.6.30～2022.6.30

(注)当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2019年3月末における自己資本比率は、国内基準である4%を上回っていますが、金融・経済環境に適切に対応し安定性をより向上させるべく一層の充実が必要であると考え、今後も黒字を継続し利益による内部留保により自己資本の充実を図ることを重要施策としています。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理態勢	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」、「信用リスク管理規程」を制定し、役職員に遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢の構築に努めています。
評価・計測	信用リスクについては、年2回資産査定を実施し、その内容を把握することで取引先の実態を正確に評価・計測しております。また、自己査定基準に沿って評価計測された結果は経営陣に報告され、決算期ごとに貸倒引当金の引当・償却を行う等の対応を行っております。
■貸倒引当金の計算基準	資産査定の結果に基づいて一般貸倒引当金は「償却・引当基準」により、正常先、要注意先に対する過去の毀損額に基づき算出された貸倒実績率を基に算定しています。 個別貸倒引当金は、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する個別債務者ごとの予想毀損額を算定し、予想毀損額に相当する額を貸倒引当金として計上しています。
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	当組合は、リスク・ウェイト判定において使用する適格格付機関として以下の5機関を採用しています。 ・(株)格付投資情報センター(R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ・ジャパン(株) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン(株) ・フィッチレーティングス・ジャパン(株)
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に適格格付機関の使分けはしておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、信用リスク(取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失)の軽減を図るために、取引先によっては不動産担保や預金担保、保証等による保全措置を講じております。但し、これは補完的な措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスクの削減手法として、当組合が取扱う担保には預金担保があり、担保に関する手続については、当組合が定める「信用リスク管理規程」に基づき、適切な事務取扱い並びに管理を行っております。また、信用リスク削減手法に伴う信用リスクの集中に関しては、特定業種の与信残高を定期的に把握、管理するとともに、与信集中リスク対策を講じる等、常に適正な業種分散に努めております。

経営内容

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクとは、日常（事務など）のオペレーションにおけるミスや事故によって引き起こされる損失可能性のことで、事務ミス、システム障害、不正、災害等が挙げられます。
リスク管理の方針及び管理態勢	当組合では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対し個々に対応を定めリスクを認識し管理しており、そのリスクの状況について必要に応じて経営陣に報告する態勢としております。
評価・計測	基礎的手法により算出したリスク量により計測しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	出資先の財務状況、経営状況が悪化することで当組合が引受けた出資、株式などの価値・時価などが減損するリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理態勢	出資や有価証券については、主に業務上関連のあるものを保有しており、上場株式等による有価証券運用は行わないこととしておりますが、現在保有しているものについては、出資先の決算書・経営内容などの開示情報、時価情報等を基本として半期ごとにその経営内容を点検し、必要に応じて償却・引当等を行っております。
評価・計測	資産査定時に決算書、開示情報等によりその内容を確認し保有の適否を判断しております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利水準の変動などにより貸出金・預金・有価証券などの資産・負債を構成する銀行勘定の財務状況が影響を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理態勢	市場金利の変動などにより受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響について、定期的に測定を行い対応を講じることとしており、原則として四半期ごとに金利リスクの測定結果をリスク管理委員会が把握・分析し必要に応じて経営陣へ報告しております。
評価・計測	金利リスクの所在とその大きさについてはALMシステムにより計算・把握することとしており、ポートフォリオ全体について金利変動による経済価値の変化量について算出しております。

■金利リスクの算定手法の概要

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし算出しております。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については前提としておりません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
- ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
割引金利やキャッシュフローにはスプレッドを含めておりません。
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ⑧前事業年度末の開示から変動に関する説明
開示初年度であるため記載しておりません。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テストの結果は24%でありましたが、当事業年度末において、金融資産及び金融負債はマイナス金利による運用及び調達はおこなっておりません。重要性テストは法律が定める金利シナリオのうち最大金利リスク量として下方パラレルシフト（指標金利が1.00%下落した場合）が生じた場合が前提となっております。

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク		イ	□
項番		Δ EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	
2	下方パラレルシフト	1,172	
3	スティープ化	137	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	1,172	
		ホ	ハ
8	自己資本の額	当期末	前期末
		4,868	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
 なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、 Δ 140百万円でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセントイル値であり、当期末の Δ EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実の状況P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額…P.17をご参照ください

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	97,352	3,894	97,449	3,897
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	97,302	3,892	97,449	3,897
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	1,693	67	1,497	59
(iii) 法人等向け	56,523	2,260	58,591	2,343
(iv) 中小企業等・個人向け	1,487	59	1,517	60
(v) 抵当権付住宅ローン	381	15	404	16
(vi) 不動産取得等事業向け	19,846	793	18,952	758
(vii) 三月以上延滞等	9,009	360	8,552	342
(viii) 出資等	105	4	105	4
出資等のエクスポージャー	105	4	105	4
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	704	28	675	27
(xi) その他	7,551	302	7,153	286
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	93	3	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△43	△1	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,730	149	3,717	148
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	101,083	4,043	101,167	4,046

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には上記区分に当てはまらない貸出金、債務保証見返、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
P.13、P.19をご参照ください。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製 造 業	1,401	1,452	1,401	1,452	—	—	—	—	162	131
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0	—	—	—	—	1	0
建 設 業	3,113	3,012	3,113	3,012	—	—	—	—	637	629
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	133	130	133	130	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	180	165	180	165	—	—	—	—	6	6
卸 売 業、 小 売 業	4,047	4,237	4,047	4,237	—	—	—	—	434	453
金 融 業、 保 険 業	16,640	17,860	6,374	7,075	—	—	—	—	430	427
不 動 産 業	34,399	34,413	34,399	34,413	—	—	—	—	3,026	2,074
物 品 賃 貸 業	0	38	0	38	—	—	—	—	0	30
学術研究、専門・技術サービス業	1,158	934	1,158	934	—	—	—	—	728	721
宿 泊 業	3,798	3,299	3,798	3,299	—	—	—	—	27	27
飲 食 業	1,022	1,635	1,022	1,635	—	—	—	—	54	48
生活関連サービス業、娯楽業	21,473	21,316	21,473	21,316	—	—	—	—	775	776
教 育、 学 習 支 援 業	1,122	1,119	1,122	1,119	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉 社	5	5	5	5	—	—	—	—	5	5
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,518	4,969	5,518	4,969	—	—	—	—	902	945
そ の 他 の 産 業	2,036	2,319	2,036	2,319	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	6,024	6,124	6,024	6,124	—	—	—	—	523	766
そ の 他	21,795	23,070	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	123,874	126,107	91,813	92,250	—	—	—	—	7,717	7,043
1 年 以 下	37,701	40,240	30,320	31,257	—	—	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	8,574	9,556	8,574	9,556	—	—	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	7,052	5,306	7,052	5,306	—	—	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	6,094	7,248	6,094	7,248	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	10,356	8,915	10,356	8,915	—	—	—	—	—	—
10 年 以 上	23,224	24,209	23,224	24,209	—	—	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	19,583	19,979	98	92	—	—	—	—	—	—
そ の 他	11,286	10,650	6,092	5,664	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	123,874	126,107	91,813	92,250	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産、繰延税金資産、株式等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
					目的使用		その他					
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製 造 業	23	8	8	5	16	—	6	8	8	5	3	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	105	84	84	102	7	0	98	84	84	102	51	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
卸 売 業、 小 売 業	48	39	39	43	—	—	48	39	39	43	—	—
金 融 業、 保 険 業	60	40	40	41	14	—	46	40	40	41	—	—
不 動 産 業	341	509	509	279	1	57	340	451	509	279	12	16
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	71	58	58	61	—	—	71	58	58	61	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	7	5	5	5	—	—	7	5	5	5	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	99	29	29	48	3	0	95	29	29	48	19	98
教 育、 学 習 支 援 業	6	6	6	7	—	—	6	6	6	7	—	—
医 療、 福 祉 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	149	122	122	141	—	—	149	122	122	141	7	1
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	76	61	61	116	8	23	67	37	61	116	99	318
合 計	989	967	967	853	51	82	938	885	967	853	194	435

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	16,597	—	18,079
10%	—	—	—	—
20%	—	10,269	—	10,791
35%	—	1,121	—	1,188
50%	—	1,256	—	1,067
75%	—	2,302	—	2,337
100%	—	86,955	—	87,297
150%	—	5,372	—	5,345
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	—	123,874	—	126,107

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,639	1,678	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●貸借対照表計上額及び時価等

区 分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	680	—	680	—
合 計	680	—	680	—

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2017年度	2018年度
売 却 益	—	0
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2017年度	2018年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2017年度	2018年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

その他業務

代理貸付残高の内訳

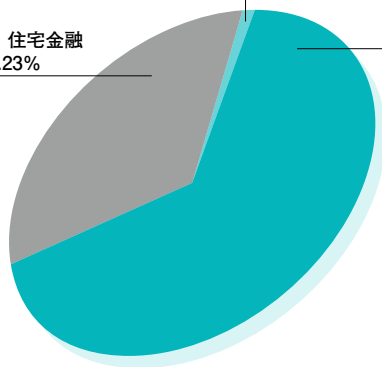
(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
全国信用協同組合連合会	464	362
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	6	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	212	182
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	6	5
その他	—	—
合計	689	550

2018年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

■独立行政法人 福祉医療機構 / 0.95%

■独立行政法人 住宅金融支援機構 / 33.23%



■全国信用協同組合連合会 / 65.81%

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当していません。

■主要な事業の内容

A. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国為替等を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の2018年4月1日から2019年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2019年6月28日

イオ信用組合

理事長 河 弘一

手数料一覧

(2019年7月1日現在)

種 類		料 金		
振込	当組合 本店	自店宛 5万円未満	無料	
		5万円以上	216 円	
	他店宛	5万円未満	216 円	
		5万円以上	432 円	
他行	電信扱 5万円未満	540 円		
	5万円以上	756 円		
振込の組戻料		648 円		
代金取立	本店	振込の組戻料	216 円	
		同一交換所における手形	432 円	
	他行	隔地交換所における手形	864 円	
		個別取立	普通扱 864 円 上急扱 1,144 円	
その他	取立手形の組戻料	1,080 円		
	不渡手形返却料	1,080 円		
	割引手形の組戻料	1,080 円		
	取立手形店頭呈示料	1,080 円		
	※手形受領書にはお客様ご負担による印紙を貼付していただく場合があります。 ※遠隔地の店舗へ店頭呈示する場合には交通費等の所要実費を別途申し受けます。			
	小切手帳	1冊(50枚)	864 円	
当座預金	約束手形帳	1冊(50枚)	864 円	
	為替手形帳	1冊(50枚)	1,080 円	
	マル専当座開設手数料	(開設につき)	3,240 円	
	マル専手形	(1枚につき)	540 円	
自己宛小切手	(1枚につき)	540 円		
通帳・証書・証券再発行		1,080 円		
カード	再発行	1,080 円		
	暗証番号変更	無料		
証明書発行手数料	残高証明書 (1通につき)	540 円		
	監査法人宛残高証明書 (1通につき)	1,080 円		
	融資証明書 (1通につき)	5,400 円		
両替手数料	100枚まで	無料		
	101枚～ 300枚	108 円		
	301枚～ 500枚	324 円		
	501枚～ 1,000枚	648 円		
	1,001枚～ 500枚ごと	+324 円		
個人情報開示等手数料	(1通につき)	540 円		
※郵送の場合は発送手数料の実費を別途申し受けます。				
CD・ATM手数料	本店支店間 平日 全ての時間帯	無料		
株式払込手数料	5千万円未満	払込金×3 / 1000×108%		
	5千万円以上	払込金×2 / 1000×108%		
※但し、最低手数料		5,400 円		
法人 インターネット バンキング	振込手数料	当組合 本店	自店宛 他店宛	無料
		他行宛	5万円未満 5万円以上	216 円 324 円
	基本手数料 (月額)	残高照会・入金明細照会・振込振替	1,080 円	
		上記+データ伝送(総合振込)	2,160 円	
融資実行	融資取扱事務手数料	1件につき	※各種ローン商品ごとに別途定めた手数料	
	全額繰上返済	1件につき	3,240 円	
	一部繰上返済	1件につき	3,240 円	
	返済条件変更	1件につき	3,240 円	
証書貸付	全額繰上返済 ※10万円未満を切り捨てて計算 (1件につき)	融資日より3年以内	繰上返済額×1.0%	
		融資日より3年超5年以内	繰上返済額×0.7%	
		融資日より5年超7年以内	繰上返済額×0.5%	
証書貸付(事業性)	融資日より7年超	3,240 円		
	返済条件変更	1件につき	3,240 円	
手形貸付	不動産担保調査	1件につき	10,800 円	
	不動産担保	3千万円未満	10,800 円	
		3千万円以上5千万円未満	21,600 円	
		5千万円以上1億円未満	32,400 円	
		1億円以上3億円未満	54,000 円	
	3億円以上	108,000 円		
不動産担保変更	1件につき	3,240 円		
当組合住宅ローン	全額繰上返済 (1件につき)	融資日より3年以内	3,240 円	
		融資日より3年超5年以内	2,160 円	
	一部繰上返済	融資日より5年超7年以内	1,080 円	
		返済条件変更	1件につき	2,160 円

(上記の手数料には一部を除き消費税を含んでいます。)

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区分		2017年度		2018年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	29,220	37,043	27,892	34,399
	他の金融機関から	28,234	38,414	28,541	35,201
代金取立	他の金融機関向け	457	811	438	650
	他の金融機関から	170	180	80	102

地域貢献

当組合は中部7県を営業地域とし、在日朝鮮人・韓国人を中心とする中小零細企業者や勤労者が組合員となって、相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

「組合員の利益第一主義の実施」を掲げ、組合員一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を活動の基本としております。

地域の金融機関として、安定的かつ良質な資金を供給するとともに、付加価値の高い情報・サービスを提供することにより、同胞社会、地域社会の継続的發展に寄与することを積極的に取組んでおります。

地域に根ざした金融機関として、それぞれ地域のニーズに応じた独自の活動を実施しております。

芸術・文化・スポーツ等の後援を積極的に行っており、組合員相互間の親睦と交流を図る地域コミュニティセンターとしての役割を担うため努力しております。

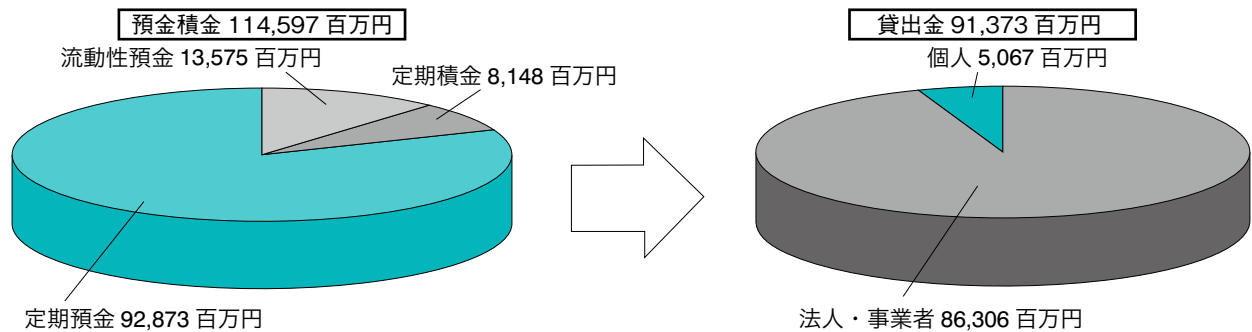
営業地域における店舗網は16店舗であり、うち2店舗においてATMを設置しております。

全国の提携信用組合に設置されているATM・CDの指定時間内(平日8:45～18:00、土日9:00～14:00)のご利用手数料が無料となる「しんくみお得ねっと」サービスに加盟し、同サービスを行っております。

全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫等のATM・CDからお支払いができ、手数料を月10回までキャッシュバックするサービスを組合独自に行っております。

ゆうちょ銀行及びセブン銀行とのATM・CD利用提携により、お客様の利便性が大幅に向上しております。

当組合の2019年3月末の預金積金残高は114,597百万円です。お客様からお預かりした大切な預金は皆様から信頼をいただいている証と考えております。お客様の大切な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じた各種預金商品を取り揃えるとともに、年齢優遇福祉定期預金等の特色ある商品を取り扱っております。



2019年3月末の貸出金残高は91,373百万円となりました。当組合は、同胞社会及び地域社会からお預かりした資金(預金積金)を地域に安定供給することを基本方針に、中小零細企業への円滑な資金供給と個人消費資金ニーズに対応した融資商品の提供など、積極的な融資サービスの推進により、中小零細企業の資金繰りをサポートし、また個人消費資金の供給を図るなど、同胞社会及び地域社会の発展に向けた融資サービスに努めております。

融資を通じた地域貢献

◇ビジネスサポートローンの取組状況

中小企業への円滑な資金供給を積極的にサポートした結果、2018年度の融資実行は168件、761百万円となりました。

今後も、企業のライフサイクルに適した商品性の改良に努めるとともに、柔軟且つ積極的な融資サービスを展開し企業の発展をサポートしてまいります。

ビジネスサポートローンの融資実行 (単位:件、百万円)

	2017年度	2018年度	増減
実行件数	183	168	△15
実行金額	811	761	△50

◇フロンティアローンIIの取組状況

創業・新規事業への資金供給を目的とした商品として「フロンティアローンII」を積極的に推進した結果、2018年度の融資実行は18件、135百万円となりました。

今後においても創業・新規事業の資金需要に対し、積極的にサポートしてまいります。

フロンティアローンIIの融資実行

(単位:件、百万円)

	2017年度	2018年度	増減
実行件数	26	18	△8
実行金額	233	135	△98

◇チャレンジローンの取組状況

中小企業への円滑な資金供給を目的とした商品として「チャレンジローン」を積極的に推進した結果、2018年度の融資実行は17件、610百万円となりました。

今後も、企業のライフサイクルに適した商品性の改良に努めるとともに、柔軟且つ積極的な融資サービスを展開し企業の発展をサポートしてまいります。

チャレンジローンの融資実行

(単位:件、百万円)

	2017年度	2018年度	増減
実行件数	20	17	△3
実行金額	781	610	△171

取引先への支援状況等

取引先への資金供給と並行して、取引先の経営改善支援を積極的に取り組み、12先のランクアップを実現しました。また取引先の実現性の高い経営改善計画策定も積極的な支援を行っています。要注意先区分の企業に対する経営改善計画策定状況は、2015年度65先、2016年度77先、2017年度47先、2018年度47先で推移しており、引き続き改善計画の策定・実行を支援してまいります。

地域密着型金融の取組み状況

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

2018年4月2日から2019年3月29日まで住宅ローンII「ドリーム」の取り扱いを延長しました。

2018年6月1日から2019年3月29日まで不動産活用ローン「自由」を取り扱いました。

2018年6月1日から2019年3月29日まで収益不動産限定ローン「オーナー」を取り扱いました。

2018年6月1日から2019年3月29日まで「3大ライフローン・キャンペーン」を実施しました。

2018年6月1日から2019年2月28日まで組合員限定定期預金「プラチナ・イオF」を取り扱いました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位:先、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)			経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)			
319	103	8	91	32.28	7.76	44.66

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は2018年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

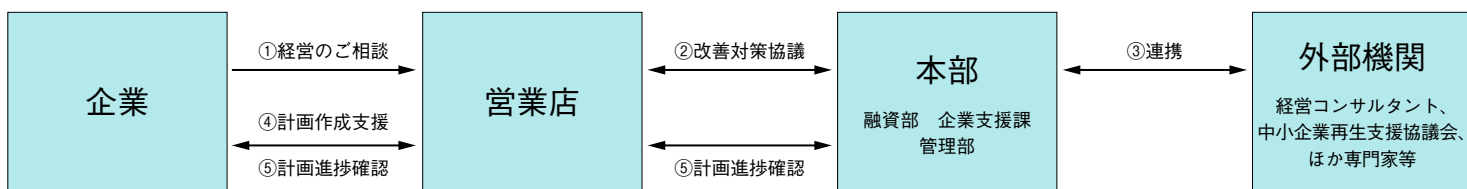
6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、中小企業へのコンサルティング機能強化を図り経営改善・事業再生支援に向けた最適なソリューション(経営課題を解決するための方策)を提案・実行し企業の業績改善・向上に努める方針であります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ①経営課題・改善の方策についてのご相談
- ②営業店・融資部・管理部が経営課題と改善対策協議を実施
- ③当組合・外部機関との連携
2013年10月に「経営革新等支援機関」認定
別途経営コンサルタント・専門家への相談実施
- ④改善対策に基づいた経営改善計画書作成支援(コンサルティング機能の発揮及びソリューションの提案)
- ⑤経営改善計画の進捗を確認
- ⑥研修、資格取得等による職員スキルの向上
2018年5月、9月及び2019年2月に融資担当役員向け内部研修を3回実施

成長段階における支援

企業業績向上に関するご相談の取組み
企業の円滑な資金繰りをサポートする「ビジネスサポートローン」の取組み
創業・新規事業の資金をサポートする「フロンティアローンII」の取組み
大型設備投資をサポートする「チャレンジローン」「プロジェクトローンII」の取組み

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善計画書作成支援とアフターフォローの取組み
コンサルティング機能発揮による経営サポートの取組み
資産を活用したビジネスマッチングのご提案

創業・新規事業開拓の支援

各営業店舗において若手商工人を対象に創業、新規事業資金「フロンティアローンII」の販売と併せて、相談業務等を通じたサポートを積極的に行っています。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会(事務局:全国銀行協会及び日本商工会議所)が公表(2013年12月5日)した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めております。

今後新たに保証契約を締結する場合や保証人がガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	2017年度	2018年度
新規に無保証で融資した件数	36件	67件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.93%	10.00%
保証契約を解除した件数	0件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	—	—

地域の活性化に関する取組状況

地域のイベントや商工人の活動に参加し、ニーズの掘り起こしと事業展開への支援に取り組んでまいります。

店舗一覧(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)(2019年7月1日現在)

店名	住 所	電 話	CD・ATM
本店営業部	〒500-8468 岐阜県岐阜市加納桜田町3-11-2	058-271-1611	1台
多治見支店	〒507-0034 岐阜県多治見市豊岡町1-76	0572-22-6188	—
富山支店	〒930-0008 富山県富山市神通本町1-5-18	076-432-6761	—
金沢支店	〒920-0847 石川県金沢市堀川町23-19	076-262-2446	—
静岡支店	〒422-8077 静岡県静岡市駿河区大和2-8-17	054-282-9211	—
沼津支店	〒410-0056 静岡県沼津市高島町27-14	055-921-8725	—
四日市支店	〒510-0074 三重県四日市市鶴の森2-3-21	059-353-4111	—
津支店	〒514-0003 三重県津市桜橋2-30	059-224-4111	—
名古屋支店	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-22-22	052-561-4320	1台
大江支店	〒457-0828 愛知県名古屋市中南区宝生町3-19	052-611-1555	—
岡崎支店	〒444-0924 愛知県岡崎市八帖北町10-18	0564-21-2218	—
一宮支店	〒491-0904 愛知県一宮市神山1-4-1	0586-44-8881	—
豊橋支店	〒440-0886 愛知県豊橋市東小田原町40-2	0532-54-2151	—
今池支店	〒464-0850 愛知県名古屋市中千種区今池3-16-11	052-733-5131	—
春日井支店	〒486-0845 愛知県春日井市瑞穂通2-151	0568-83-8511	—
福井支店	〒910-0859 福井県福井市日之出2-10-15	0776-22-8284	—

地区一覧

岐阜県一円(旧長野県木曾郡山
口村地域を除く)
富山県一円
石川県一円
静岡県一円
三重県一円
愛知県一円
福井県一円

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ	……………2	44. 貸出金業種別残高・構成比	*……………13
【概況・組織】		45. 預貸率(期末・期中平均)	*……………11
1. 事業の方針	……………2	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	……………13
2. 事業の組織	*……………2	47. 代理貸付残高の内訳	……………21
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	*……………2	48. 職員1人当り貸出金残高	……………11
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	*……………24	49. 1店舗当り貸出金残高	……………11
5. 自動機器設置状況	……………24	【有価証券に関する指標】	
6. 地区一覧	……………24	50. 商品有価証券の種類別平均残高	*……………取扱いなし
7. 組合員数	……………2	51. 有価証券種類別平均残高	*……………12
8. 子会社の状況	……………該当なし	52. 有価証券種類別残存期間別残高	*……………13
【主要事業内容】		53. 預証率(期末・期中平均)	*……………11
9. 主要な事業の内容	*……………21	【経営管理体制に関する事項】	
10. 信用組合の代理業者	*……………該当なし	54. 法令遵守の体制	*……………15
【業務に関する事項】		55. リスク管理の体制	*……………16.17
11. 事業の概況	*……………3	資料編……………18.19.20	
12. 経常収益	*……………8	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	*……………15
13. 業務純益	……………8	【財産の状況】	
14. 経常利益(損失)	*……………8	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書	*……………4.5.6.7.8
15. 当期純利益(損失)	*……………8	58. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	*……………14
16. 出資総額、出資総口数	*……………8	59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額	*……………14
17. 純資産額	*……………8	(1)破綻先債権	……………
18. 総資産額	*……………8	(2)延滞債権	……………
19. 預金積金残高	*……………8	(3)3か月以上延滞債権	……………
20. 貸出金残高	*……………8	(4)貸出条件緩和債権	……………
21. 有価証券残高	*……………8	60. 自己資本の充実の状況	*……………9
22. 単体自己資本比率	*……………8	61. 有価証券、金銭の信託等の評価	*……………10
23. 出資配当金	*……………8	62. 外貨建資産残高	*……………23
24. 職員数	*……………8	63. オフバランス取引の状況	……………11
【主要業務に関する指標】		64. 先物取引の時価情報	……………11
25. 業務粗利益及び業務粗利益率	*……………8	65. オプション取引の時価情報	……………取扱いなし
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	*……………8	66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	*……………13
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	*……………11	67. 貸出金償却の額	*……………13
28. 受取利息及び支払利息の増減	*……………8	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	*……………21
29. 役員取引の状況	……………8	69. 会計監査人による監査	*……………21
30. その他業務収益の内訳	……………11	【その他の業務】	
31. 経費の内訳	……………8	70. 内国為替取扱実績	……………21
32. 総資産経常利益率	*……………11	71. 外国為替取扱実績	……………23
33. 総資産当期純利益率	*……………11	72. 公共債窓販実績	……………23
【預金に関する指標】		73. 公共債引受額	……………23
34. 預金種目別平均残高	*……………12	74. 手数料一覧	……………21
35. 預金者別預金残高	*……………12	【その他】	
36. 財形貯蓄残高	*……………12	75. 当組合のあゆみ(沿革)	……………2
37. 職員1人当り預金残高	……………11	76. 継続企業の前提の重要な疑義	*……………該当なし
38. 1店舗当り預金残高	……………11	77. 総代会について	**……………3
39. 定期預金種類別残高	*……………12	78. 報酬体系について	*……………15
【貸出金等に関する指標】		79. 地域貢献	……………22
40. 貸出金種類別平均残高	*……………12	80. 地域密着型金融の取組み状況	*……………22
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	*……………12	81. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	*……………23
42. 貸出金利区分別残高	*……………13	82. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	*……………23
43. 貸出金用途別残高	*……………13		